

介護老人福祉施設

I 概要

- 介護老人福祉施設・・・老人福祉法にいう特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
- 指定に当たっては、あらかじめ、特別養護老人ホームの設置認可を受ける必要があります。

II 指定基準

1 人員基準

区分	
従業者	・原則として当該施設の職務に 専従 (入所者の処遇に支障がなければ兼務可)
医師	・健康管理及び療養上の指導を行うための必要数
生活相談員	・ 入所者数 が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上 ・ 常勤 であること
介護又は看護職員	・ 常勤換算方法で、入所者数 に対し 3 : 1 以上
看護職員	・ 常勤換算方法で、入所者数 が 30 以下 1 以上 30 超 50 以下 2 以上 50 超 130 以下 3 以上 130 超 50 又は端数を増すごと 1 を追加 ・1 以上は 常勤
栄養士又は管理栄養士	・1 以上
機能訓練指導員	・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者 ・1 以上 (兼務可)
介護支援専門員	・1 以上 入所者数 に対し 100 : 1 を標準 ・ 常勤 、原則として 専従
管理者	・ 常勤 、 専従 であること ただし、管理業務に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所等に従事可

《留意事項》

【併設の短期入所生活介護事業所がある場合】

併設事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員の必要数の算出については、施設の入所者数と併設短期入所生活事業所の利用者数を合算した数を、常勤換算方法により算出します。

例えば、入所者数 50 人、利用者数 20 人の場合の介護・看護職員の必要数は、
 (入所者数 50 人+利用者数 20 人) ÷3=必要数 24 人(端数切り上げ) となります。

【生活相談員】

- 原則として常勤であることが必要ですが、1 人（入所者の数が 100 を超える施設のあたりでは、100 又はその端数を増すごとに 1 人を加えた数）を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該指定介護老人福祉施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、常勤でなくても構いません。

《生活相談員の資格等要件》

資格等要件	備考
① 大学等において、大臣が指定する社会福祉に関する科目を修了した者	「社会福祉主事の資格に関する科目指定 (S25 告示 226)」を参照
② 大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者	「社会福祉主事養成機関等指定規則 (H12 省令 53)」を参照
③ 大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	※実際には行われていない
④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる以下の者 ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士	「社会福祉法施行規則 (S26 厚令 28)」1 条
⑤ 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことがある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	ア 介護支援専門員 イ 介護福祉士 ウ 申請法人（事業者）が開設する社会福祉施設等で 3 年以上かつ 540 日以上介護業務に従事した実績があり、事業者が生活相談員の能力を有すると認める者 ※「社会福祉施設等」の範囲 ア 社会福祉法 (S26 法律第 45) 第 2 条による第 1 種社会福祉事業（社会福祉施設）及び第 2 種社会福祉事業に係る施設等 イ 病院、診療所、介護保険施設、有料老人ホーム

【栄養士又は管理栄養士】

- 定員 40 人以下であって、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、置かなくても構いません。
- 「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないとき」とは、次のいずれかにより、適切な栄養管理が行われる場合をいいます。

- ① 隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養又は管理栄養士との兼務
- ② 地域の栄養指導員（健康増進法第 19 条第 1 項に規定する栄養指導員）との連携

【機能訓練指導員】

「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者です。

【介護支援専門員】

- ・ 介護支援専門員は、常勤・専従の者を 1 人以上配置するものであり、入所者 100 人未満であっても 1 人は置かなければなりません。
また、入所者に対し 100:1 を標準とし 100 の端数を増すごとに増員することが望ましいですが、増員に係る介護支援専門員は非常勤であっても差し支えありません。
- ・ 入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務を兼務してもかまいません。この場合、介護支援専門員の配置基準を満たすと同時に、兼務する他の職務の常勤換算上も勤務時間を算入できます。
なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。（増員に係る非常勤の場合を除きます）

【介護・看護職員】

- ・ 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務が可能です。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務が可能です。

【専従】

その施設における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

【入所者数】

- 1 入所者数は、「前年度の平均値」（下記 2）とします。
ただし、新規に指定を受ける場合は推定数（下記 3 のとおりベッド数×0.9）とします。
- 2 「前年度の平均値」は次により算定します。
前年度(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)の入所者延数÷前年度の日数
(小数点第 2 位以下切り上げ)
- 3 新規（再開含む）又は増床分について前年度の実績が 1 年未満の実績しかない場合
 - ① 新設又は増床の時点から 6 ヶ月未満 ベッド数の 90%
 - ② 新設又は増床の時点から 6 ヶ月以上 1 年未満 直近 6 ヶ月の平均
 - ③ 新設又は増床の時点から 1 年以上 直近 1 年間の平均
- 4 減床の場合で、減床の実績が 3 ヶ月以上あるとき 減床後の平均

【常勤】

- ・ 勤務時間数が施設で定められている「常勤従事者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32

時間を基本)」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に基づく母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮等の措置の対象者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことができます。

- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。
- ・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことができます。

【常勤換算方法】

その施設の従業者の勤務延時間数を「常勤従業者の勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、週 30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、1（常勤）として取り扱うことができます。

2 設 備 基 準

（1）介護老人福祉施設（従来型）

区 分	基 準
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室定員 1 人、ただし、地域の実情から必要があり、かつ、当該居室がプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる。 ・ 1 人当たり 10.65 m²以上 ・ ブザー又はこれに代わる設備を設置すること
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員室又は看護職員室に近接して設置すること
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者に適したもの
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設置すること ・ 要介護者に適したもの
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに居室に近接して設置すること ・ ブザー又はこれに代わる設備を設置するとともに要介護者に適したもの
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所であること ・ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設置すること
食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な広さ ・ 合計面積 1 人当たり 3 m²以上 ・ 支障がない場合は同一の場所でも可 ・ 必要な備品を備えること
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片廊下は 1.8m 以上 ・ 中廊下は 2.7m 以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えること

《留意事項》

【廊下】

- 1 廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮したものです。
- 2 中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。

【その他】

- 1 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しなければなりません。
- 2 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。

(2) ユニット型介護老人福祉施設

区 分	基 準
ユニット	・ ユニット定員 原則としておおむね 10 人以下、15 人を超えない (令和 3 年 4 月 1 日改正) ※当分の間、定員 10 人を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めること
居室	・ 居室定員 1 人 (必要と認められる場合は 2 人可) ・ いずれかの ユニット に属し、 共同生活室 に近接して一体的に設置 ・ 居室面積 10.65 m ² 以上 (22 年 9 月 30 日改正) (2 人居室の場合は 21.3 m ² 以上) ・ ブザー等を設置
共同生活室	・ いずれかの ユニット に属し、当該 ユニット の入居者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状 ・ 1 人当たり 2 m ² 以上 ・ 必要な設備及び備品を備えること
洗面設備、便所	・ 居室 ごとに設置、又は 共同生活室 ごとに適当数設置 ・ 要介護者に適したもの(便所にはブザー等の設置必要)
浴室	・ 要介護者に適したもの
医務室	・ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所であること ・ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設置
廊下	・ 片廊下は 1.8m 以上、中廊下は 2.7m 以上 (廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合は、片廊下は 1.5m 以上、中廊下は 1.8m 以上で差し支えない)
その他	・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

《留意事項》

【ユニット】

- 1 ユニットの入居定員は、原則として 10 人以下ですが、これについての特例は次のとおりです。

特例のケース	ユニット定員
各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合	15 人以下
平成 15 年 4 月 1 日の時点で現に存する施設（建築中を含む）の場合	10 人以上、又は特例ケース 15 人超も可

- 2 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。
- 3 ユニットの、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。

【居室】

- 1 居室定員は 1 人ですが、夫婦で居室を利用する場合等、サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人部屋とすることができます。
- 2 「共同生活室に近接して一体的の設置」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - a 共同生活室に隣接していること
 - b aの居室に隣接していること
 - c その他共同生活室に近接して一体的に設置されている場合
- 3 居室の床面積について
 - a ユニット型個室
床面積は 10.65 m²以上（平成 22 年 9 月 30 日改正）（居室内に設置された洗面設備、便所がある場合、洗面設備の面積を含み、便所の面積を除く）とします。
 - b ユニット型個室的多床室（旧：ユニット型準個室）（令和 3 年 4 月 1 日改正の経過措置）

経過措置が適用されるケース	ユニット定員
令和 3 年 4 月 1 日に現に存する施設において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合（ユニット型準個室）で、床面積が 10.65 m ² 以上（居室内に設置された洗面設備等については、a と同じ）である場合	入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。（2 人居室の場合は 21.3 m ² 以上）

- ・ 令和 3 年 4 月 1 日に現に存する施設とは、基本的な設備が完成しているものを含み、令和 3 年 4 月 1 日以降に増築・全面的改築された部分を除く
- ・ 改修の場合にも a の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。
- ・ 壁は家具等のような可動的のもので室内を区分しただけでは不可。（可動でないもの、プライバシーの確保に適切な素材）
- ・ 多床室を仕切った窓のない部屋は不可
- ・ 居室への入口が複数の部屋で共同であったり、カーテンでの仕切りは不可

- ・ユニット型準個室の場合は、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。

【共同生活室】

- 1 「入所者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状」とするには、次の2つの要件を満たす必要があります。
 - a 他ユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく施設内の他の場所に移動することができること。
 - b 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりできるための備品を備え、車椅子が支障なく通行できる形状であること。
- 2 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備える必要があります。
- 3 簡単な流し、調理設備を設けることが望ましいです。

【洗面設備、便所】

洗面設備及び便所は、それぞれ居室ごとに設けることが望ましいですが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。

この場合、共同生活室内の一か所に集中するのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましいです。

居室ごと設ける方式と共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。

【浴室】

浴室は、居室のある階ごとに設置することが望ましいです。

【廊下】

廊下の幅の規制が緩和される「廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。

「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。

3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
重要事項の説明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。

利 用 料 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護福祉施設サービスの利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 食事の提供に要する費用 4 入所者の選定による特別な居室（国等の負担、補助を受けた場合を除く）の提供に伴う費用 5 理美容代 6 その他日常生活費 7 居住費
運 営 規 程	<p>施設ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 入所定員 4 ユニット数及びユニットの入居定員（従来型除く） 5 指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 6 緊急時等における対応方法 7 施設の利用に当たっての留意事項 8 非常災害対策 9 虐待の防止のための措置に関する事項（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 10 その他運営に関する重要事項
勤 務 体 制	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めること 2 入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は外部に委託可 3 全ての従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり）（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 4 ハラスメント対策 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること 5（ユニット型） 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の職員配置をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置 ・ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置 ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置
身 体 的 拘 束 等	<p>入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 身体的拘束等の適正化のための指針の整備すること 3 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

<p>栄 養 管 理</p>	<p>各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師等多職種の者が共同して栄養ケア計画を作成 2 計画に従い、管理栄養士が栄養管理を実施し、栄養状態を定期的に記録 3 計画の進捗状況を定期的に評価・見直し
<p>口 腔 衛 生 管 理</p>	<p>口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し、年2回以上、技術的助言及び指導（歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯） 2 技術的助言及び指導に基づき、管理体制に係る計画を作成、定期的に見直し
<p>緊急時等の対応</p>	<p>サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>業 務 継 続 計 画 の 策 定 等</p>	<p>（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること 2 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること 3 定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行うこと
<p>非 常 災 害 対 策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導體制を整備すること 3 非常災害に対する計画、体制について、従業者へ定期的に周知すること 4 避難、救出等の訓練を定期的実施すること 5 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること 6 従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めること 7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること
<p>衛 生 管 理 等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 3 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
<p>事 故 発 生 の 防 止 と 対 応</p>	<p>事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、次に掲げるもののほか必要な措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生防止のための指針を整備すること 2 事故発生時の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）及び従業者に対する研修を定期的実施すること 4 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと <p>（※担当者の配置は、経過措置により令和3年9月30日までは努力義務）</p>

虐待の防止	<p>虐待の発生、その再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 (※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 虐待の防止のための指針を整備すること 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること 4 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと
協力病院等	<ol style="list-style-type: none"> 1 協力病院 入院治療を必要とする入所者に備え、あらかじめ定めておくこと 2 協力歯科医療機関 あらかじめ定めておくよう努めること
掲示	<p>施設の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示すること。（書面の自由閲覧で代えることも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程の概要 2 従業者の勤務の体制 3 協力病院 4 利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項
苦情処理体制	<p>入所者及びその家族からの苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p>

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 (平成 25 年静岡県条例第 25 号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
 (平成 25 年静岡県規則第 10 号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnyourei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

◎ 介護福祉施設サービス費の算定構造

1 施設等の区分

区 分	介護福祉施設		ユニット型	
	介護福祉施設	経過的小規模 介護福祉施設	介護福祉施設	経過的小規模 介護福祉施設
1 施設区分 (入所定員)	31人以上	30人	31人以上	30人
2 人員配置区分 (介護又は看護職員)	3:1以上			
3 人員基準	介護職員、看護職員、介護支援専門員について人員基準欠如に該当していないこと			

2 夜勤勤務条件の基準

基 準 型	入所者数及び(短期入所の)利用者合計に対する、 夜勤を行う介護又は看護職員の配置要件		
	利用者数	ア ICT導入要件を 満たさない場合	イ ICT導入要件を 満たす場合
	25以下	1人以上	1人以上
	26以上 60以下	2以上	常勤換算で1.6人以上 かつ常時1人以上
	61以上 80以下	3人以上	常勤換算で2.4人以上 かつ常時2人以上
	81以上 100以下	4人以上	常勤換算で3.2人以上 かつ常時2人以上
	101以上	4に25又は端数を増 すごと1人を追加し た数以上	常勤換算で3.2に25又は端 数を増すごと0.8人を追加 した数以上、 かつ常時2人以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型の場合、上表のアに加えて、 2のユニットごとに夜勤を行う介護又は看護職員が1人以上 ・上表のイの場合は、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努める。 		
減 算 型	基準の員数を満たしていない場合 (介護給付費は所定単位数の97%)		

《留意事項》

【利用者数】

利用者数は、前年度の平均値（小数点以下切り上げ）です。（ただし、新規に指定を受ける場合は推定数）

【夜勤時間】

夜勤を行う時間帯は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間を行い、事業所において定めます。

【減算の要件】

夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が、夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が

- 1 2 日以上連続して発生した場合
- 2 4 日以上発生した場合

【ICT 導入要件】

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること。
- ・夜勤職員全員がインカム等の ICT を使用していること。
- ・安全体制を確保していること。

(※) 見守り機器や ICT 導入後、上記の要件を少なくとも 3 か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出ること。

3 減算

次の減算基準に該当する場合の介護給付費は、所定単位数の 70%となります。

◇ 定員超過

所定単位数の減算基準		減算適用時期
月平均の入所者数が入所定員を超えた場合		翌月から 解消月まで ※ 入所者 全員
市町村による措置又は入院中の入所者の再入所が早まったことにより入所定員を超えたとき	入所定員 40 超の場合は、 入所定員+2 を超えたとき 入所定員 40 以下の場合は、 入所定員×105%を超えたとき	
(特例利用) 緊急やむを得ない場合であって、併設短期入所生活介護事業所を利用して入所定員を超えたとき	入所定員×105%を超えた場合	

《留意事項》

【入所者数】

入所者数は、1 月間(暦月)の入所者数の平均値を用いることとし、次の方法により算出します。

当該月の入所者延数÷当該月の日数（小数点以下切り上げ）

この場合の入所者数の算出にあたっては、入所等の日を含み、退所等の日を除きます。

◇ 人員基準欠如

職種	所定単位数の減算基準	施設の区分	減算適用時期
介護・ 看護職員	員数の基準を満たしていない	従来型	①1割を超えて減少 →翌月から解消月まで ②1割の範囲内で減少→翌々 月から解消月まで (翌月末日までに基準を満た せば適用しない) ※入所者全員
	員数の基準(3:1以上)を満 たしていない	ユニット型	
介護支援 専門員	員数の基準を満たしていない	従来型	翌々月から解消月まで (翌月末日までに基準を満た せば適用しない)
	員数の基準を満たしていない	ユニット型	※入所者全員

《留意事項》

【入所者数】

前年度の入所者数の平均値を用いることとし、次の方法により算出します。

前年度の入所者延数÷前年度の日数(小数点第2位以下切り上げ)

4 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員(等特定)処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

5 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>